

# 2023年賃金アンケートの取り組みについて!

本部は2023年賃金アンケートの取り組みを実施します。

◎ 取り組み期間について  
2022年11月20日～12月9日迄

◎ 主なアンケート内容

## 23春闘賃金要求について

- ・物価高や連続したボーナスの低額回答に対してベア要求!

## 年休取得・特休付与状況について

- ・4月から嘱託再雇用社員について特休12日増です。
- ・コロナ禍やダイ改線見等で年休取得状況について。

= ちなみに年間公休・特休日付与数 =

社員110日 (公52日・特58日)

嘱託再雇用社員122日 (公52日・特70日)

嘱託再雇用社員(短日数制) 174日 (公52日・特122日)

**\*年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています!**

◎その他、会社や組合に対して要望や要求事項を求めています。

**あなたの年休・特休取得状況を教えてください!**  
**働きがいある職場環境を取り組みます!**